

内閣委員會議錄 第五号

昭和二十七年十二月八日(月曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 船田 中君

理事 熊谷 憲一君 理事 大矢 省三君

理事 武蔵運十郎君

大西 順夫君 砂田 重政君

田中 萬逸君 橋本 龍伍君

平塚常次郎君 森 幸太郎君

平川 篤雄君 栗山 博君

鈴木 義男君 吉田 賢一君

辻 政信君

出席政府委員

宮内庁次長 宇佐美 毅君

外務政務次官 中村 幸八君

外務事務官 土屋 準君

(欧米局長)

委員外の出席者

専門員 龜井川 浩君

専門員 小關 紹夫君

十二月八日

委員大藤唯男君辭任につき、その補

欠として平川篤雄君が議長の名で

委員に選任された。

十二月四日

軍人恩給復活に関する請願(宮澤胤

勇君紹介)(第三七三三号)

同(加藤銀五郎君紹介)(第三七四

号)

同(原茂君紹介)(第三七五号)

同(木下重雄君紹介)(第三七六号)

同(石坂繁君紹介)(第三七七号)

同外二件(丹羽喬四郎君紹介)(第三

七八号)

同(山下春江君紹介)(第三七九号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第三八〇

号)

同(柳原三郎君紹介)(第四五二号)

同(西村英一君紹介)(第四五三三)

同(勝俣松君紹介)(第四五四号)

同(星島二郎君紹介)(第四五五号)

同(笹森順造君紹介)(第四五六号)

同外十五件(小平久雄君紹介)(第四

五七号)

同外十件(秋山利恭君紹介)(第四五

九号)

同(重光葵君紹介)(第四六〇号)

元軍人、軍属遺族の扶助料復活等

に関する請願(柳原三郎君紹介)(第四

五八号)

同(關谷勝利君紹介)(第五〇二号)

軍人恩給復活に伴う加算年限等に

する請願(西村英一君紹介)(第四六

一号)

在日朝鮮出身傷い軍人、軍属の軍人

恩給復活に関する請願(正木清君紹

介)(第四九八号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

元軍人恩給復活に関する陳情書(愛

知県恩給復活期成連盟岡崎支部橋本

勇松)(第六〇一号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

外務省設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出、第一〇号)

日本国憲法第八條の規定による議決

案(内閣提出、憲議第一号)

○船田委員長 これより會議を開きま

す。

本日はまず日本国憲法第八條の規定

による議決案、内閣提出、憲議第一号

を議題としたし、討論の後採決を行

いたいと存じます。討論の通告がありま

すから、これを許します。鈴木義男

君。

○鈴木(義)委員 これは高松宮家から

福島県に無償で下賜されるということ

であります。それ自身には別に問題

はないのであります。ただこの土

地が明治四十年に有栖川宮家に買

上げられましたときには、半ば強制的に

時価の十分の一くらいの値段で買

上げられておるといふ事情、及び東北地

方は概して農民が自由にできる山林、

原野が非常に多い。ことにこの村は一

面が湖に面しておりまして、耕地面積

は非常に狭く、山林、原野だけが唯一

の農業の基本になる村であります。

もしこれを下賜されるならば、元の所

有者が利用されていただきたという

ことは非常に熱烈な希望であるのであ

ります。そこで先般この委員会におき

まして宮内庁当局にもそのことを申し

上げ、高松宮家に適當に助言してくだ

さるという旨を得たわけでありませ

るが、なお福島県知事に対してしまし

て、本来この委員会に出席を願いまし

て、確たる言葉をいただいたと存じたので

あります。ところが、遅延いたしました

から、人を介しまして、書面をもつて福

島県知事に下賜せられた後の処理方法

について意見を求めたのであります。

林谷県會議員を介しまして御返事があ

りまして、十分買収したときの事情を

了として、観光ホテル等に使用する分

についてはいたし方ないけれども、そ

の他の山林、原野については、できる

だけ元の所有者に使用、収益せしむる

ように努力するつもりであるから、さ

よう御承知を願いたいというお言葉が

あつたのであります。ゆえにこれを信

じまして、本員といたしましては、また

わが党といたしましては、下賜後に元

の所有者たる農民が、少くとも使用、

収益について十分利便を得ることがで

きるといふことを信じて、本案に

賛成いたす次第であります。

○船田委員長 熊谷憲一君。

○熊谷委員 私は自由党を代表いたし

まして本案に賛成いたします。自由党

といたしまして、この島の高松宮

御用邸の賜与に關しまして、憲法第八

條の規定による議決に關しまして、何

らさしつかえないものとして賛成をす

るものであります。ただこの審議の状

況を見ておきますと、私どもといたし

ましては、この賜与になりました後

に、賜与の目的の趣旨に沿いますよう

に、福島県におきまして、あるいは観

光、あるいは厚生、練成の施設、ある

いは迎賓館の施設等に円滑に利用せら

れまして、その目的を達するように希

望をいたすものであります。と同時に

に、この御用邸の昔からの沿革を調べ

てみますと、いろいろ因縁があるよう

であります。そういうふうな向きに

この御用邸を使います場合におきまし

て、不用なものができたり、また将来

におきましてそういうものが生じます

るならば、福島県と地元民との円滑な

交渉によつてこれが十分うまく行く

ように希望いたしまして、自由党は本

案に賛成いたす次第であります。

○船田委員長 これにて討論は終局い

たしました。

これより採決を行います。本案に賛

成の諸君の御起立を求めます。

(議員起立)

○船田委員長 起立全員。本案は可決

いたしました。

なお本案についての委員会報告書

作成につきましては委員長に御一任を

願います。

○船田委員長 次に外務省設置法の一

部を改正する法律案、内閣提出第一〇

号を議題としたし、質疑を行います。

欧米局長より先般の説明についての補

足説明を求めます。土屋君。

○土屋政府委員 外務省設置法の一部

を改正する法律案につきましては、政

務次官からすでに簡単に法律案の提案

理由を申し上げたわけでありましたが、

補足的に今回提出をいたしました法案

の趣旨といたしましてところを説明させ

ていただきます。

外務省が神戸の移住あつ旋所とい

うものを持つておりましたのは、元をた

どりまして、昭和七年に拓務省がこれ

を設置した機関でございまして、戦争

前には大体南米方面に移民いたします

者の教養と健康診断等に當つていたの

であります。戦争中はもちろん戦後に

おきまして約十年間移民の送出を停

止いたしまして、従つてその間は神戸移住教養所というものは運行を停止したわけでありました。その間建物は兵庫県の非現業共済組合がこれを使用して最近まで至つたのであります。ところが戦後最近に至りまして南米、特にブラジル、アルゼンチン方面に日本移民の要請、またはその実現方が促進されて来ました。そのうち特に新聞などによく出ております上塚さんの計画にかかるアマゾン五千家族の移民の問題は、これは昨年の十月にブラジル政府の許可を受けております。またパラグアイでも農業移民計画、これも約百二十家族であります。正式に許可を受けております。また最近には長くブラジルにおられました移民関係の先覚者である松原安太郎氏の四千家族の農業移民計画も同様ブラジル政府の許可を受けたのであります。そのほか現地におります日本の在留民から就職の保証をいたしまして、それによつてブラジル、アルゼンチンなどに参ります移民、いわゆる呼寄せ移民であります。その数も年々増加を加えていく実情であります。従つて今後の大体的見通しから申しますと、一年間に二千人ないし三千人の海外移住の方が出られるということになると思ひます。このアマゾン計画にいたしまして、また松原氏の送出計画にいたしまして、外務省といたしましては慎重に研究考慮をいたして来ましたが、現在すぐこの計画をそのまま実施しますのには現地の受入れ態勢がまだ完全には整備してないという心配がありますので、本格的な送出はおそらく来年度からということになると思ひます。来年度においてそれではどのくらい出る

かということになりますと、大体上塚さんの案によるものが三百七十家族くらい、松原さんの計画によるものが二百家族くらい許可されておりますが、これが出ておるのであります。但し本年も何もしないというわけではあります。せんの、行きたいという人、並びに現地からの再三の催促もございまして、第一回のアマゾン移民の一部の十八家族は本年の十二月二十七日に神戸を出帆いたします。大阪商船のサントス丸で送り出すことになつております。パラグアイの移民も近く具体化の運びになつております。そこで政府といたしましてはこれら移住希望者が相手国の要求するような健康と、それから相手国の要求するような条件を具備しておるといふことを見定める必要があり。またこれのあつせんをする必要もござい。また渡航いたしたすにつきましてはふなれの方について旅券の査証その他いろいろ手続上のやつかいもあるわけであり。また現地に着きましたあとで現地の事情を知らず、現地の言葉が知らず、風俗を知らず、いろいろの問題を起すということも心配にはなるわけであり。そこでどういつた出発に當つて、あるいは現地に着いてからの移住者の生活をより心配なく、また安易に出発ができるようにしてやりたいというので、政府といたしましては神戸移住教養所といつて前にありました機関を、この際あらためて外務省付属機関といたしまして法律的地位を与え、そうしてこれを神戸移住あつ旋所といたしまして、実は本年十月二十六日から事実上の再開をしていくわけであり。そうして十一月一日には呼寄せ移民約五十一人

をすでに出しております。十二月二日にもまた三十二名を送り出す予定になつております。神戸移住あつ旋所の行います仕事の概略を申し上げますと、第一に相手国の入国法規に従つて体格検査、レントゲン検査、種痘、予防注射、トラホーム、寄生虫の駆除を行つております。また軽い何か疾患がございまして出発前に治療するならば、なおるといふ見込みのつきましますものはそのあつ旋所において治療も加えております。第二には移民のために旅券の申請、査証、通関、乗船など複雑な渡航手続が必要であります。これをあつせんいたします。第三にはこのあつ旋所におります間に、相手国に入国いたしましたから現地の社会と同化できるように、また適当な仕事ができるように、特に農業するわけであり。また、農業を営むにあつて適当なる準備ができておるようになつていふので、そういう見地から現地の言葉とか、地理とか、慣習とか、宗教、農業の事情、入植の方法、労働の計画、こういうものについて一般的な講習を行つていくわけであり。これが今回外務省が提出いたしました設置法の一部を改正する神戸移住あつ旋所の趣旨であります。○船田委員長 ただいまの御説明につきまして御質疑ございせんか。他に質疑がございせんければこの問題は次会に譲り、なお恩給問題につきましては次会に調査をすることにいたします。本日はこれにて散会いたします。午後十時四十八分散会

〔参照〕
日本国憲法第八條の規定による議決案（内閣提出）に関する報告書（都合により別冊附録に掲載）